

証券コード9358

平成23年2月3日

## 株 主 各 位

横浜市中区弁天通六丁目85番地  
株 式 会 社 宇 徳  
代表取締役社長 外 園 賢 治

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年2月17日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成23年2月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区新港二丁目1番1号  
ナビオス横浜 2階 会議室（カナル）  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 国際コンテナターミナル株式会社との合併契約承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.utoc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 国際コンテナターミナル株式会社との合併契約承認の件

### 1. 合併を行う理由

当社は、港湾運送事業、物流事業およびプラント事業の3事業を中核とする広範なサービスを提供しており、1890年の創業以来培い、伝承してきた技術とノウハウによる重量物輸送や大型プラントの輸送と建設に特色を持っております。港湾運送事業においてはコンテナ船の荷役に加え、自動車船、RORO船、プラント船や在来船荷役と幅広く多様な形態のサービスを提供できる国内でも数少ない会社の一つです。殊に重量物取り扱いの技術を生かしたプラント船の荷役や特殊機材を駆使したRORO船のオペレーションについては、国内外において他社に技術支援サービスを提供する水準を誇っております。

一方、国際コンテナターミナル株式会社（以下「国際コンテナターミナル」といいます。）は、日本のコンテナリゼーションの黎明期より主としてコンテナターミナル事業（港湾運送事業）に事業展開しており、文字どおり我が国のコンテナリゼーションの進展と共に発展してきたパイオニアとして、現在ではファーストクラスのコンテナターミナルオペレーターであると同時に、そこで蓄積した技術に基づく大型荷役機器メンテナンス等のサービスのほか、保有資産を活かして不動産業も営んでいます。

最近の世界経済は、中国をはじめとする各国の景気刺激策の効果によりリーマンショック以降の最悪期を脱し、緩やかな回復軌道に乗りつつあるものの、全般的には依然として厳しい経済環境が続いています。我が国経済につきましても一部の経済指標等に下げ止まりの兆しが見られるものの、設備投資の減少や個人消費の低迷など自律的回復への不安は残されたままです。

当社と国際コンテナターミナルは共に株式会社商船三井（以下「商船三井」といいます。）の連結子会社であり、商船三井とそのグループ会社という共通顧客を持ちつつも、それぞれの得意分野、事業分野で独自に企業発展に取り組んでまいりましたが、足許の不安定な経済状況のみならず、経済のグローバル化の一層の進展により今後も一層経営環境の変化が早くなり、不確実性が高まることが予想されますので、長期的視点に立った将来への布石が重要であると判断し、両社の経営資源を集約して企業基盤を強化することにより、従来以上に総合的に強みを持つ港湾運送事業会社として企業成長を図ると共に、集約した経営資源の有効活用によりその他の中核事業である物流事業とプラント事業の一層の発展に取り組むとの合意に至り、平成22年11

月5日、両社の対等な精神に基づく合併に関して基本合意書を締結しました。その後も合併に向けた協議を行ってまいりましたが、平成22年12月10日、両社において平成23年4月1日を効力発生日として合併を実施することについて最終的な合意に達し、合併契約を締結いたしました。

港湾運送事業に加えてプラント工事、倉庫・物流、陸上輸送等、幅広い事業領域を持つ当社とコンテナターミナル関連事業に強みを持つ国際コンテナターミナルが合併することにより、事業内容的にも事業規模的にも充実した総合港湾運送事業会社が誕生します。合併会社は充実した経営資源とより広範になるサービスメニューを有効活用して積極的な事業展開を行い、港湾運送事業に加え、物流事業とプラント事業についても多方面の顧客に評価されるサービス品質の向上を通じて飛躍、発展させ、企業価値の極大化を目指します。

なお、当社と国際コンテナターミナルの合併により当社が承継する国際コンテナターミナルの資産には、当社の株式が含まれております。国際コンテナターミナルが保有している当社の株式の数は200千株、当該株式の帳簿価額は48,400千円です。また、当該株式は当社において保有する予定です。

## 2. 合併契約の内容の概要

### 合併契約書（写）

株式会社宇徳（以下「甲」という。）と国際コンテナターミナル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

#### （当事者の商号及び住所）

第2条 本合併を行う当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社宇徳

住所：神奈川県横浜市中区弁天通六丁目85番地

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：国際コンテナターミナル株式会社

住所：神奈川県横浜市中区本牧埠頭1番16

(本合併に際して存続会社が交付する株式の数)

第3条 甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、本割当対象株主が所有する乙の普通株式の合計数に1.04を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.04株の割合をもって割り当てる。

(資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）の前日における甲及び乙の財産状態、並びに適用される会計処理等を考慮して、甲及び乙が別途協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

(1) 資本金の額 700百万円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲及び乙が合意により定める額

(3) 利益準備金の額 同上

(効力発生日)

第5条 本効力発生日は、平成23年4月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が別途協議のうえ、合意により本効力発生日を変更することができる。

(合併契約承認株主総会)

第6条 甲及び乙は、平成23年2月18日に、それぞれの臨時株主総会を招集し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求める。ただし、甲及び乙は、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が別途協議のうえ、合意により臨時株主総会開催日を変更することができる。

(財産の引継)

第7条 甲は、本効力発生日において、本効力発生日現在における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務を承継するものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日にいたるまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理及び運営を行い、本合併に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議して合意のうえ、これを行うものとする。

(本合併の条件の変更及び本合併の中止)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は協議のうえ、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の臨時株主総会において承認が得られない場合、又は本合併の実行に必要な法令に定める関係官庁等の認可等が得られない場合は、その効力を失うものとする。ただし、本条に基づく本契約の失効後の対応については、甲及び乙が誠実に協議するものとする。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

以上

平成22年12月10日

- (甲) 神奈川県横浜市中区弁天通六丁目85番地  
株式会社宇徳  
代表取締役社長 外園 賢治 ㊟
  
- (乙) 神奈川県横浜市中区本牧埠頭1番16  
国際コンテナターミナル株式会社  
代表取締役社長 齊藤 俊樹 ㊟

### 3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 会社法第749条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

##### ① 国際コンテナターミナルの株主に対して当社が交付する株式の数およ びその割当ての相当性に関する事項

##### (i) 本合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の国際コンテナターミナルの株主名簿に記載または記録された国際コンテナターミナルの株主（ただし、当社および国際コンテナターミナルを除きます。）に対して、以下のとおり、その所有する国際コンテナターミナルの普通株式1株につき、当社の普通株式1.04株を割当交付することといたしました。

	当社 (吸収合併存続会社)	国際コンテナターミナル (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	1.04
本合併により交付する新株式数	普通株式：14,342,099株（予定）	

(注1) 本合併により発行する当社の普通株式の新株式数は14,342,099株（予定）になります（当社は、その保有する自己株式217,901株を本合併による株式の割当てに充当します。）。

(注2) 国際コンテナターミナルの株式1株に対して、当社の普通株式1.04株を割当て交付します。

(注3) 合併比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には両社で協議の上、変更することがあります。

##### (ii) 算定の基礎

本合併に係る合併比率については、その公正性および妥当性を期すため、当社および国際コンテナターミナルがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下、「和証券CM」といいます。）を、国際コンテナターミナルは株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下、「AGSコンサルティング」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

大和証券CMは、当社については、市場株価法およびディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）により、国際コンテナターミナルについては、類似会社比較法およびDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法：当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用しました。なお、算定期間は、平成22年12月9日を算定基準日として、平成22年11月10日から平成22年12月9日までの1ヶ月間、平成22年9月10日から平成22年12月9日までの3ヶ月間および平成22年6月10日から平成22年12月9日までの6ヶ月間の各期間における株価終値平均値を採用しました。

類似会社比較法：国際コンテナターミナルは非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場株価法に代わる市場性評価手法の一つとして類似会社比較法を採用しました。類似会社比較法では、国際コンテナターミナルの事業と比較的類似する事業を手掛ける上場企業との財務情報、市場株価等に関する比較分析を通じて算定しております。

DCF法：両社の将来の事業活動の状況を評価に反映することを目的に同法を採用しました。DCF法では両社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

当社の1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の評価レンジ
当社	国際コンテナターミナル	
市場株価法	類似会社比較法	1.00～1.35
DCF法	DCF法	0.72～1.11

なお、大和証券CMが提出した合併比率の分析結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

大和証券CMは、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングの際聴取したことおよび一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っていません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。大和証券CMの合併比率の分析は、平成22年12月9日現在までの上記情報等を反映したものです。

一方、AGSコンサルティングは、当社については、市場株価法およびDCF法により、国際コンテナターミナルについては、類似公開企業比較法およびDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法：当社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、株価形成に異常性がないことを前提として、市場株価法を採用いたしました。なお、市場株価法については、ある一定時点での市場株価を採用することは、価値形成過程における特異性が排除できないこと、また、長期にわたる市場株価を採用することは、現状における収益水準等が勘案された株価を的確に表すものではなくなってしまうことから、一定期間の市場株価を用いることが一般的であるところ、本算定にあたっては、直近の値付状況等に鑑みて、平成22年12月9日を基準日として、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の終値単純平均株価を採用いたしました。

類似公開企業比較法：国際コンテナターミナルは未上場企業であり市場株価が存在しないことから、市場株価法に代替する方法として類似公開企業の株価を基準とする類似公開企業比較法を採用いたしました。類似公開企業比較法については、同業他社の株価および財

務データを使用するため、市場株価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で採用いたしました。

D C F 法：D C F法については、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、両社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定いたしました。

当社の1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の評価レンジ
当社	国際コンテナターミナル	
市場株価法	類似公開企業比較法	1.02～1.22
D C F法	D C F法	0.82～1.08

なお、AGSコンサルティングが提出した合併比率の分析結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

AGSコンサルティングは、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングの際聴取したことおよび一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGSコンサルティングの合併比率の分析は、平成22年12月9日現在までの上記情報等を反映したものです。

なお、大和証券CMおよびAGSコンサルティングがDCF法の前提とした両社の財務予測につきましては、大幅な増減益は見込まれておりません。

(iii) 算定の経緯

当社および国際コンテナターミナルは、上記のとおり、それぞれの第三者算定機関に本合併に係る合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関からの算定結果を参考に、両社の財務の状況や、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、両社間で合意、決定された合併比率は、大和証券CMが当社に対して提出した算定結果およびAGSコンサルティングが国際コンテナターミナルに対して提出した算定結果の範囲内で決定されています。

(iv) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である大和証券CMおよび国際コンテナターミナルの第三者算定機関であるAGSコンサルティングはいずれも、当社および国際コンテナターミナルとは独立しており、当社および国際コンテナターミナルの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 吸収合併存続会社の資本金および準備金の額についての定めとの相当性に関する事項

増加する資本金の額： 700百万円

増加する資本準備金の額：会社計算規則第35条または第36条に定めるところに従って、当社および国際コンテナターミナルが合意により定める額

増加する利益準備金の額：同上

機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするため、本合併により増加する当社の資本金、資本準備金、利益準備金の額を上記とすることが相当であると判断いたしました。

(2) 国際コンテナターミナルの最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 事 業 報 告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

2008年9月のリーマンショック以降、米欧の金融システムや国際金融資本市場が深刻化するなか、世界経済は一段と下振れし、世界同時不況と呼ぶべき事態に至り、2009年に入っても引き続き欧米先進国を中心に景気が低迷、世界の貿易量は12.3%の減少と推計され、世界経済の2.1%のマイナス成長と比べても大幅な縮小となりました。

世界的に景気が低迷するなか、外需依存度の高いわが国は、輸出の急激な落ち込みに伴って製品在庫が急増、過去に例のない急速な景気の悪化へと転じました。特に、自動車、自動車部品、産業機械などを中心に欧米・アジア等全ての地域向けに輸出が減少しました。また、大幅な減産による在庫調整に伴い、企業収益の大幅な減少や期待成長率の低下によって設備投資が減少したこと、並びに企業部門の悪化が家計部門に波及して、雇用・所得環境の悪化を背景に個人消費や住宅投資が減少したため内需も大幅な減少となり、2009年度の実質経済成長率はマイナス2.6%程度まで落ち込みました。

コンテナ船については、東西基幹航路をはじめとして経済危機の影響をともに被り、荷動きが急減しました。当社が基盤を置く京浜港のコンテナ取扱高は、過去最高を記録した2008年から一転、同年以降の世界同時不況による荷動きの鈍化から、2009暦年ベースで東京港が前年比34万TEU、9.2%減の338万TEU、輸出貨物の割合が比較的高い横浜港においては昨年から65万TEU、20.2%減の255万TEUと過去最大の減少幅を記録しました。両港とも2009年9月以降は取扱量の減少幅が縮小し年末にかけて前年比増へと好転していますが、2009年4月から2010年3月ベースでは前年度を大きく割込む見込みです。

京浜三港では、3首長（東京都知事、川崎市長、横浜市長）による京浜三港包括連携の基本合意の基に、今後の京浜港の実質的な一港化に向けた港湾経営と港湾整備の方針を示すものとして、2010年2月に「京浜港共同ビジョン」が策定され、国際競争力強化を図る取り組みが進められています。

こうしたなか、当社大井ターミナルでは、CHS2航路配船中止に加え、欧州航路や北米航路の積み高が大幅に落ち込みましたが、海峡地航路やバンコク航路が堅調に推移したほか、マースク船の寄港数増加等があったため、取扱個数は前期比とほぼ同様の656千TEUを維持しました。本牧ターミナルはCHS2・CWL2航路の配船中止やCSW航路の日本不寄港で大きく取扱量が減少したことに加え、豪州航路も航路再編により寄港数が大幅に減少したため、取扱個数は前期比43千TEU減の108千TEUになりました。

メンテナンス部門では、大井5号のWAN HAIターミナル、青海及び品川公共ターミナル、横浜港メガターミナルの機器メンテナンス業務を引き続き受注しました。修理・クリーニング等の作業量が減少したため、減収とはなりましたが、安定した利益を上げることができました。

大井・本牧両ターミナルの取扱量減少により当期営業収入は10,711百万円で、前期比925百万円の大幅な減少となりました。一方支出においては、前年度末に購入したトランスファークレーンの減価償却費の負担が増えたものの、取扱量減少による手配数の自然減や退職給付費用等の減少に加え、オペレーションの効率化を進めて二種及びその他労務費を抑えたほか、下請作業料・物件費・人件費についても削減に努めた結果、営業費用は前期比869百万円減少し、最終的に10,157百万円となりました。この結果、営業利益は前期比55百万円減少に留まり、553百万円となりました。営業外損益は、匿名組合の利益分配が増加しましたが、CMSの運用益減少に加え子会社からの配当金の減少のため、前期比102百万円減収し、43百万円の利益となりました。これにより経常利益は596百万円になり、前期比156百万円の減益となりました。

その他、特別損益の部で、固定資産処分損等により1百万円の損失があり、税引前当期純利益は595百万円で、前期比126百万円の減益となりました。

尚、当期は、荷役及び運搬機器等へ総額49百万円の設備投資を行いました  
が、これは償却額408百万円を大幅に下回ることになりました。

来期については、昨年後半から世界景気が回復基調にあることから、取扱  
量は増加すると予想されますが、当社としては効率的なオペレーションを維持  
しながら、安全確保と顧客サービスの向上に努め、企業価値の維持を図っ  
ていく所存です。

## (2) 部門別事業状況

### ① ターミナル部門

#### イ) 大井ターミナル

コンテナヤードオペレーションにおいては、前年度途中に行われた北  
米西岸航路改編でのJAS航路（日本～北米シャトルサービス）が年間を  
通し寄港したことやマースク船の臨時寄港等もありましたが、CHS2航路  
配船中止、CNZ航路で改編によりマースク寄港船が無くなったこと等に  
より、本年度の取扱い隻数は前期比16隻の減少となりました。

取扱個数は、欧州航路の減少に加え、北米航路の大幅な落ち込みがあ  
りましたが、バンコク航路や海峡地航路が堅調に推移したこと、マース  
ク船の寄港航路の増加により、全体では前期比0.4%の減少に留まりま  
した。

営業収入では、リーマンショック以降の世界的な景気後退の影響を受  
け、上期は欧州・北米航路の取扱量が大きく落ち込んだため前年同期比  
10.9%の減収でしたが、下期はアジア航路の取扱量が急増、欧州・北米  
航路も若干の回復が見られたことから前年同期比2.7%の増収となり、  
収入合計では前期比4.3%の減収となりました。

営業費用では、取扱量の減少による手配数減少に加えて作業の効率化  
を進めて二種労務費やその他労務費を抑えました。また、機器修繕に関  
し支障をきたさない範囲内で工事先送りや取止めを実施したことから、  
支出全体で前期比3.0%の減少となりました。この結果、営業総利益は  
前期比130百万円の減益となりました。

メンテナンス部門においては、コンテナ修理、クリーニングの減少に加え、5号モニタリング作業等の雑作業も減少したことで減収となり、営業総利益は前期比14百万円の減益となりました。

その他部門では、機器メンテ関連は品川での機器整備減収、横浜YPMや5号ワンハイでの値下げ要請等により営業総利益で前期比3百万円の減益。物品販売は中古コンテナ販売が振るわず営業総利益で前期比1百万円の減益。大井ビル管理では3号管理棟及び構内シャーシ駐車場が無くなったことから営業総利益で1百万円の減益。ターミナル関連は後背地シャーシプールは無くなりましたが、コンテナヤードオペレーション部門から代理店関係等の付帯作業を移管したことにより営業総利益では前期比52百万円の増益となりました。

以上から、大井ターミナル全体では、営業収入8,417百万円（前期比4.6%減）、営業支出7,178百万円（前期比4.1%減）となり、営業総利益では1,239百万円（前期比7.3%減）となりました。

（営業収入全体に占める割合は、78.6%）

#### ロ) 横浜ターミナル

コンテナヤードオペレーションにおいては、CHS2航路及びCWL2航路の配船中止、CSW航路が8月下旬より日本寄港が無くなったことにより、臨時寄港NYXでの増加はありましたが、取扱い隻数合計では前期比66隻の大幅な減少となりました。取扱個数は、CBC航路での増加以外は、複数航路での寄港中止や豪州航路での減少も大きく、全体では前期比28.9%の大幅な減少となりました。

営業収入は、取扱個数の大幅な減少に加えて、空コンテナ取扱い、動植検査作業、モニタリング作業等も減少となり、収入全体では前期比18.7%の減収となりました。営業費用は、取扱量の減少による手配人数減に加え、日々の効率的な手配に努めて二種労務費やその他労務費を抑えました。また、電力費や燃料費の使用量の減少、大井同様に機器修繕での先送りや実施取止めを行い、全体では前期比14.2%の減少となりました。この結果、営業総利益は前期比120百万円の減益となりました。

メンテナンス部門においては、ドライ修理での他船社分が減少となったもののリーファー修理とクリーニングが若干増となり、営業総利益では前期並みとなりました。

以上から、横浜ターミナル全体では、営業収入1,697百万円（前期比18.3%減）、営業支出1,594百万円（前期比14.0%減）となり、営業総利益では119百万円（前期比53.8%減）の減益となりました。

（営業収入全体に占める割合は、15.8%）

## ② 在来船荷役（港運）

2009年1月以降の日産完成車輸出の不調が回復せず大幅な減収となり、営業総利益では3百万円（前期比55.4%減）の減益となりました。

（営業収入全体に占める割合は、0.7%）

## ③ その他の部門

不動産関係においては、芝浦シーバンスビル、万国橋SOKO、青海ワールド流通センターやさいたま土地については大きな増減要因は無く、営業総利益は前期並みとなりました。しかし、リースにおいては、コンテナリースが2009年6月を以って全て終了し車両リースだけとなったことから大幅な減収となり、営業総利益では前期比23百万円の減益となりました。不動産リース部門全体では、営業収入525百万円（前期比5.3%減）、営業費用294百万円（前期比2.2%減）となり、営業総利益では231百万円（前期比8.9%減）となりました。

（営業収入全体に占める割合は、4.9%）

## (3) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は以下四点です。

### ① 事故の防止・安全作業の徹底

2009年度は、大井・本牧両ターミナルで大小取り混ぜて12件の事故が発生、このうち1件は人身物損事故となりました。幸い被害者は軽傷で済みましたが、機器運転員の確認不足や不注意による事故が連続したため、関係者を一堂に召集して事故原因の究明や作業員の就労体制・安全教育等を再点検し、事故撲滅委員会を立ち上げて事故を未然に防止するための改善活動を始めました。また、事故防止装置である地切り確認のための安全監視システムをタイヤ式トランスファークレーンに順次取り付けしてきましたが、今年度は全てのトランスファークレーンへの取り付けが完了しました。

更に、荷役作業の安全性と効率性を向上させるために開発したコンテナ將棋倒し防止システム（ホークアイ）を各機に順次取り付けており、今後とも人身・貨物事故ゼロに向けて取り組んでいく所存です。

## ② 次世代ターミナルの改造工事

2007年11月に設置した「大井3号・4号次世代ターミナル設営検討委員会」にて、現ターミナルの取扱能力を85万～90万TEUに引き上げるための中期的な機能拡張計画を立案、2009年6月からヤードの改造工事に着手致しました。リーマンショック以降の世界的な景気後退のため、2008年末より当社の取扱量は減少に転じておりましたが、各国の経済回復に伴い、2009年秋以降中国からの輸入貨物を中心に荷動きが徐々に回復しつつありますので、コンテナ蔵置個数の極大化やヤードの効率的な運営を主眼に、環境対策に配慮しながら引き続き当初計画案に沿った改造工事を取り進める予定です。

## ③ 環境問題への取り組み

大井コンテナターミナルは第二種エネルギー指定工場に認定されており、電力・燃料など各種エネルギーの削減対策を進めています。また、一昨年度にグリーン経営の認証を取得、積極的に環境問題に取り組んでおります。来年度より東京都の条例による温室化効果ガス排出規制が新たに実施されることから、今後はトランステナー等荷役機器の台数や動力、最適なヤードレイアウト、蔵置個数、トラクターヘッドの走行路等についても、環境対策、オペレーションの安全性と効率性、費用面などから総合的に見直しを検討していきます。

## ④ コスト削減への取り組み

当社の取扱量は船社の配船方針やセールス・マーケティングに依存しており、自助努力で営業拡大を図ることが難しい環境にあるため、コスト競争力を高めることにより取扱量が減少した場合にも利益が確保できるだけの強靱で筋肉質な体質の会社にしていかなければなりません。今回経営環境激変への対応策として全社的に取り組んだ「コスト削減運動」は、2009年度で約1億円以上のコスト削減効果をあげました。これには、劣化の進むレールテナーの整備取り止めなど経営判断による費用削減も含まれますが、地道な努力による下請作業費や物件費・人件費などの削減も大きな割合を占めております。来期においてもコスト削減への取り組みを継続する所存です。

(4) 設備投資と資金調達状況

当期の設備投資は総額49百万円で、その主たるものは、大井ターミナル部門の無線設備17百万円、大型荷役機器の安全装置10百万円、万国橋SOKOの改修6百万円で全て自己資金で取得しております。

(5) 過去3年間の財産及び損益状況

区 分	第64期 平成18年4月1日より 平成19年3月31日まで	第65期 平成19年4月1日より 平成20年3月31日まで	第66期 平成20年4月1日より 平成21年3月31日まで	第67期 平成21年4月1日より 平成22年3月31日まで
売 上 高	11,338百万円	11,738百万円	11,636百万円	10,711百万円
経 常 利 益	901百万円	1,014百万円	752百万円	596百万円
当 期 純 利 益	520百万円	652百万円	453百万円	345百万円
1株当たり当期純利益	37円15銭	46円60銭	32円38銭	24円67銭
総 資 産	7,037百万円	8,168百万円	8,491百万円	8,494百万円

(6) 主要な事業内容

平成22年3月31日現在

コンテナターミナル業（港湾運送事業）  
海運代理店業  
輸出入貨物の総合輸送業  
貨物自動車運送業  
損害保険代理店業  
不動産関連事業 他

(7) 主要な事業所

平成22年3月31日現在

事 業 所	所 在 地
本 社	横浜
事 業 所	東京（大井）・横浜（本牧）

## (8) 従業員の状況

平成22年3月31日現在

区分	従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 子	64名	(2名減)	47.20才	23年10ヶ月
女 子	19名	(1名増)	33.70才	12年3ヶ月
合 計	83名	(1名減)	44.30才	21年5ヶ月

(注) 1. 使用人兼務役員は含んでおりません。

2. 嘱託、他社からの出向者、運転員を含みます。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

平成22年3月31日現在

会 社 名	当社株式の 出 資 比 率	親会社との取引内容	営業収益のうち 親会社との取引比率
株式会社商船三井	99.3%	船内荷役、コンテナ積卸、 修理等	48.7%

### ② 重要な子会社の状況

平成22年3月31日現在

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
シー・ティ・サービス株式会社	20百万円	100%	コンテナの検査、修理及び 営繕業務
ターミナル・エンジニアリング株式会社	20百万円	100%	荷役機械の保守整備
株式会社国際コンテナ販売	10百万円	100%	コンテナ販売及び機器の リース業

上記の重要な子会社3社の売上高は、全体として1,245百万円と前年比59百万円の減収、当期純利益は全体として61百万円と前期比21百万円の減益となりました。

## 2. 株式の状況

平成22年3月31日現在

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株 主 数
5,600万株	1,400万株	2名

大 株 主 名	当社への出資状況		株主に対する当社の出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株式会社商船三井	1,390万株	99.3%	0	—
国際コンテナ輸送株式会社	10万株	0.7%	1万株	5.0%

## 3. 役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

平成22年3月31日現在

役 職	氏 名	担当、主な職業及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	齊 藤 俊 樹	
常務取締役	堀 光 良 治	全般社長補佐 オペレーション部・横浜ターミナル部 担当
常務取締役	杉 山 伸 幸	総務部担当 オペレーション部担当補佐
取 締 役	林 正 孝	管理部・カスタマサービス部担当
取 締 役	平 尾 燎 之	技術部担当
取 締 役	大 槻 昌 男	非常勤
監 査 役	柳 沼 美 佐 緒	常勤
監 査 役	従 二 功 雄	常勤
監 査 役	山 脇 俊 介	非常勤 (株式会社商船三井定航部部长代理)

(注) 柳沼美佐緒、山脇俊介は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 払 総 額	摘 要
取 締 役	5 名	68,833,500円	取締役報酬限度額 150,000,000円
監 査 役	2 名	16,738,500円	監査役報酬限度額 18,000,000円
計	7 名	85,572,000円	

(注) 期末日現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。

## 4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称      あずさ監査法人

## 5. 内部統制システム構築の基本方針

当社取締役会は、内部統制システム構築の基本方針について以下の決議を行い、基本方針の遵守と適正な運用に基づく、内部統制の強化に取り組んでおります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、「社会規範、企業倫理に照らして公正かつ透明性の高い企業活動を行う」ため、コンプライアンス規程第4条において取締役、監査役、使用人を含めた行動基準を定め、これらの遵守を図る。
  - ② 取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に係わる。
  - ③ 取締役会は経営会議を設置し、経営会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
  - ④ 取締役は代表取締役から権限の委譲を受け、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。
  - ⑤ 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い、取締役の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(2) 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、文書管理規程に基づき、定められた期間適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係わる主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

・労働災害及び自然災害リスク

当社は労働災害を防止し、コンテナ・荷役機器に対する物損事故を撲滅するため、子会社・協力会社を会員とする安全対策協議会を大井・本牧両ターミナルに設置する。同会は総合安全対策協議会規約に基づき、安全操業に関する事項の検討及び審議を行い、ターミナルの安全操業の確保・徹底を図る。また万一大規模自然災害が発生した場合は、社長を委員長とする対策本部を設置し、安全の確保と迅速な災害復旧に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議において予め審議する。
- ② 取締役で構成される経営会議は、経営会議規程により原則として月2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- ③ 組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、担当取締役は業務執行を担当する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ② コンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、この遵守を図る。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する報告・相談のためコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を含む報告・相談システムを整備し、運用を行う。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、商船三井グループ企業理念に沿い、これを基礎として、当社及び子会社各社の諸規程を定める。
  - ② 子会社各社の経営管理については、事業内容によって管理担当部を定め、管理担当部長は各社の重要経営事項について予め報告を受け、当社の承認を得て、これを実行するよう求める。
  - ③ 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則して子会社各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口は子会社役職員からの相談も受け付け、当社及び子会社全体としてコンプライアンスの徹底を図る。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助するため、当社使用人から監査役補助者を任命する。
  - ② 監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、並びに監査役会が取締役と協議して定める事項について監査役に報告する。
  - ② コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ③ 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。

## 貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	円	(負債の部)	円
<b>流動資産</b>	<b>5,383,557,544</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,692,163,727</b>
現金預金	24,816,454	営業未払金	983,630,117
営業未収金	1,319,765,943	未払金	182,901,763
未収入金	18,828,730	未払費用	20,460,300
短期貸付金	3,880,435,369	未払法人税等	105,724,500
立替金	19,603,253	未払その他	5,259,900
前払費用	19,838,034	賞与引当金	50,588,721
貯蔵品	39,732,780	前受収益	43,934,867
繰延税金資産	46,181,579	寄託預り金	274,000,000
その他流動資産	14,879,552	その他流動負債	25,663,559
貸倒引当金	-524,150	<b>固定負債</b>	<b>1,304,810,575</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,110,607,467</b>	退職給付引当金	413,972,368
(有形固定資産)	(1,779,559,130)	役員退職慰勞引当金	48,091,667
建物	549,795,830	預り敷金・保証金	842,746,540
建物附属設備	109,418,673	<b>負債合計</b>	<b>2,996,974,302</b>
構築物	4,280,994	(純資産の部)	
車輜運搬具	48,034,430	<b>株主資本</b>	<b>5,444,171,943</b>
工具器具備品	97,902,064	資本金	700,000,000
機械装置	651,221,274	利益剰余金	4,744,171,943
土地	317,645,865	利益準備金	2,310,000
建設仮勘定	1,260,000	その他利益剰余金	4,741,861,943
(無形固定資産)	(275,937,823)	別途積立金	3,000,000,000
借地権	163,712,490	繰越利益剰余金	1,741,861,943
電話加入権	4,054,512	<b>評価・換算差額等</b>	<b>53,018,766</b>
ソフトウェア	107,840,087	その他有価証券評価差額金	53,018,766
その他無形固定資産	330,734	<b>純資産合計</b>	<b>5,497,190,709</b>
(投資その他の資産)	(1,055,110,514)	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,494,165,011</b>
投資有価証券	657,234,171		
関係会社株式	55,100,000		
長期貸付金	74,790,000		
長期前払費用	8,683,832		
繰延税金資産	151,640,000		
その他投資	107,669,990		
貸倒引当金	-7,479		
<b>資産合計</b>	<b>8,494,165,011</b>		

## 損 益 計 算 書

〔自 平成21年 4月 1日〕  
〔至 平成22年 3月 31日〕

科 目	金 額	円
<b>営 業 収 益</b>		円
大井ターミナル収入	8,417,948,683	
本牧ターミナル収入	1,697,590,024	
港 運 収 入	69,664,472	
そ の 他 事 業 収 入	525,939,887	10,711,143,066
<b>営 業 費 用</b>		
大井ターミナル支出	7,178,000,197	
本牧ターミナル支出	1,594,919,893	
港 運 支 出	66,924,430	
そ の 他 事 業 支 出	294,592,052	9,134,436,572
<b>営 業 総 利 益</b>		1,576,706,494
一 般 管 理 費	1,023,546,680	1,023,546,680
<b>営 業 利 益</b>		553,159,814
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息 配 当 金	26,411,524	
匿 名 組 合 投 資 利 益	18,281,503	
雑 収 入	2,728,795	47,421,822
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	847,309	
雑 支 出	3,356,640	4,203,949
<b>経 常 利 益</b>		596,377,687
<b>特 別 利 益</b>		
固 定 資 産 処 分 益	1,508,888	
投 資 有 価 証 券 処 分 益	1,755	1,510,643
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 処 分 損	2,245,969	
投 資 有 価 証 券 処 分 損	5,325	2,251,294
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		595,637,036
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		227,768,986
法 人 税 等 調 整 額		22,487,148
<b>当 期 純 利 益</b>		345,380,902

## 株主資本等変動計算書

〔自 平成21年 4月 1日〕  
〔至 平成22年 3月 31日〕

(単位：円)

		株 主 資 本					株主資本計 合	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計 合
		資 本 金	利 益 剰 余 金						
			利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
前 期 末 残 高	700,000,000	2,310,000	3,000,000,000	1,396,481,041	4,398,791,041	5,098,791,041	20,341,174	5,119,132,215	
当 期 変 動 額	(増減理由)								
	当期純利益			345,380,902	345,380,902	345,380,902		345,380,902	
	別途積立金積立				-	-		-	
	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					-	32,677,592	32,677,592	
当期変動額合計	-	-	-	345,380,902	345,380,902	345,380,902	32,677,592	378,058,494	
当 期 末 残 高	700,000,000	2,310,000	3,000,000,000	1,741,861,943	4,744,171,943	5,444,171,943	53,018,766	5,497,190,709	

注) その他有価証券評価差額金の増減は、期末時価による洗替によるものである。

## 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係わる注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は以下の方法によっております。

その他の有価証券

時価のあるもの

決算日（期末日）の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

関係会社株式

移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は先入先出法による原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

- (3) 固定資産の減価償却方法については以下の方法によっております。

有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間均等償却によっております。

無形固定資産

定額法によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a. 一般債権

貸倒実績率によっております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度対象期間中に在籍していた従業員に係わる支給見込額を計上しております。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生している額を計上しております。

但し、総合設立型厚生年金基金制度については、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないことにより、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該年金基金に関する事項は、次の通りであります。

### (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成21年3月31日現在）

年金資産の額	6,109百万円
年金財政計算上の給付債務の額	9,071百万円
差引額	△2,962百万円

### (2) 制度全体の掛金等に占める当社の割合（平成21年3月31日現在）

4.17%

## 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく要支給額の100%相当額を計上しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

取引のうち、本船作業、コンテナターミナルでの諸作業、機器整備等については、役務完了基準を採用しております。

### (6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (7) 消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,185,487,499円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	566,863,834円
短期金銭債務	793,419,137円
(3) 保証債務額	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
株式会社ワールド流通センター	559,900,000円

注) 上記保証額は、港運業者21社による総額16,796,800,000円の内、当社保証分です。

## (4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

### 1. 担保に供している資産

建物	312,350,010円
----	--------------

### 2. 担保に係る債務

担保に係る債務はありません。

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業収益のうち	5,076,923,764円
営業費用のうち	5,050,796,007円
営業取引以外	3,741,427円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末日における発行済株式数

普通株式	14,000,000株
------	-------------

## 5. 税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金繰入額否認額	20,584,550円
未払事業税否認額	7,505,921円
未払抛出金否認額	8,797,438円
未払事業所税否認額	2,140,253円
抛出金損金不算入額	29,035,540円
過大原価損金不算入額	5,300,556円
退職給付引当金損金不算入額	168,445,356円
役員退職慰労引当金損金不算入額	19,568,499円
貸倒引当金損金不算入額	216,319円
ゴルフ会員権評価損否認額	24,242,056円
投資有価証券評価損否認額	13,412,230円
繰延税金資産小計	<u>299,248,718円</u>
評価性引当金	<u>△65,053,284円</u>
繰延税金資産合計	<u>234,195,434円</u>

### 繰延税金負債

株式等評価差額金	<u>△36,373,855円</u>
繰延税金負債合計	<u>△36,373,855円</u>

### 繰延税金資産の純額

197,821,579円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している資産として、タイヤ式トランステナー、ストラドルキャリア、大型フォークリフト等の荷役機器があります。

## 7. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、期初に作成する経営計画に沿って港湾運送事業に係る設備投資を行っており、余剰資金については、商船三井グループキャッシュマネジメントシステムに集中させ、安定運用を心掛けて、投機目的の取引は行なっておりません。

営業債権である営業未収金に係る顧客信用リスクは、経理規程に従って、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、未収金調査を毎月実施し、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式で、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。ゴルフ会員権は、事業を円滑に行う目的で所有しております。また、関係の深い取引先企業に対し、長期貸付を行っております。

営業債務である営業未払金は、支払期日が3か月以内のため、経理課において資金繰計画を作成・更新し、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。寄託預り金については、子会社の余剰資金の運用を目的として資金の寄託を受けたものです。

また、不動産賃貸事業に伴い、取引先企業より敷金・保証金を受け取っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	24,816	24,816	—
(2) 営業未収金	1,319,765	1,319,765	—
(3) 短期貸付金 ＜C M S 貸付金＞	3,877,385	3,877,385	—
(4) 投資有価証券 ＜その他有価証券＞	207,454	207,454	—
(5) その他投資 ＜ゴルフ会員権＞	96,330	56,634	39,696
(6) 営業未払金	(983,630)	(983,630)	—
(7) 寄託預り金	(274,000)	(274,000)	—
(8) 預り敷金・保証金	(842,746)	(842,746)	—

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 営業未収金、並びに(3) 短期貸付金（CMS貸付金）  
これらは短期間で決済されるため、時価と帳簿価額がほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券  
これらの時価については、取引所の価格によっております。
- (5) その他投資  
ゴルフ会員権の時価については、売買仲介業者の取引平均相場を時価とみなして計上しております。

(6) 営業未払金、並びに(7) 寄託預り金

これらは短期間で決済されるため、時価と帳簿価額がほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 預り敷金・保証金

これらの時価については、返還予定時期を特定することができず、将来キャッシュ・フローの算定が困難なことから、当該帳簿価額により計上しております。

(注2) 次の金融商品は、時価を把握することが極めて困難なため、商品の時価情報の「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

区	分	貸借対照表計上額
① 非	上 場 株 式	249,123
② 組	合 出 資 金	200,656

① 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なことから、時価開示の対象とはしておりません。

② 組合出資金については、組合財産の時価を把握することが極めて困難なもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 最終改正 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都・横浜市・その他の地域において、賃貸用のオフィスビル・土地を有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、224,849千円であります。

### 2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
901,779	26,489	875,290	3,126,190

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容
親会社	株式会社商船三井	被所有 直接 99.3% 間接 0.7%	同社運行船の船内・沿岸荷役及び付帯作業	作業料他 作業原価他 運行費等の立替 保管料徴収代行
親会社の子会社	株式会社宇徳	所有 直接 0.69%	コンテナターミナルの共同運営	作業料他 作業原価他
	エム・オー・エル・アカウンティング株式会社	なし	グループCMS幹事会社	資金の貸付 利息の受取
子会社	ターミナル・エンジニアリング株式会社	所有 直接 100%	荷役機器の保守、整備委託	資金預り 寄託金利息
	シー・ティ・サービス株式会社	所有 直接 100%	コンテナの検査、営繕業務委託	資金預り 寄託金利息
	株式会社国際コンテナ販売	所有 直接 100%	中古コンテナの販売	資金預り 寄託金利息

属性	会社等の名称	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
親会社	株式会社商船三井	5,053,286,340 3,653,736,990 201,284,428 92,827,485	営業未収金 営業未払金 立替金諸口他 仮受金	538,152,384 341,780,607 22,710,401 5,574,650
親会社の子会社	株式会社宇徳	3,433,659,154 513,234,309	営業未収金 営業未払金	578,923,391 89,546,017
	エム・オー・エル・アカウンティング株式会社	— 12,470,400	短期貸付金 未収入金	3,877,385,369 866,285
子会社	ターミナル・エンジニアリング株式会社	134,000,000 393,097	預り金 未払金	134,000,000 83,821
	シー・ティ・サービス株式会社	120,000,000 389,327	預り金 未払金	120,000,000 75,064
	株式会社国際コンテナ販売	20,000,000 64,885	預り金 未払金	20,000,000 12,510

(注) 上記表の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記作業料収入のうち、コンテナターミナル料金及び在来船作業料金については、港湾運送事業法にもとづく国土交通省への届出料金を適用しており、その他の取引に関しては、原則として、市場価格、総原価を勘案して価格交渉をしております。
- (2) 作業料支出については、市場価格を勘案し、一般的な取引条件と同一の基準により決定しております。
- (3) グループCMSの利息に関しては、全国銀行協会TIBORを基準とした利率によっております。なお、参加会社間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載しておりません。
- (4) 資金の預りについては、金銭消費寄託契約に基づき、子会社の余剰資金の運用を目的としたもので、全国銀行協会TIBORを基準として運用利率を決定しております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	392円65銭
一株当たり当期純利益	24円67銭

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

国際コンテナターミナル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浜 村 和 則 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際コンテナターミナル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視・検証致しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月20日

国際コンテナターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役 従 二 功 雄 ㊟

常勤社外監査役 柳 沼 美佐緒 ㊟

社外監査役 山 脇 俊 介 ㊟

- (3) 国際コンテナターミナルにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

国際コンテナターミナルは、平成22年11月24日開催の取締役会において、平成23年3月期における剰余金の配当（1株当たり金285円72銭、総額金4,000,080,000円、効力発生日平成23年3月31日）を行う旨の議案を、株主総会決議事項として提案することについて決議しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第2条（目的）に国際コンテナターミナル株式会社の事業目的を追加すると共に目的事項を整理・統合するものであります。

なお、本議案に係る定款の変更は、第1号議案に係る合併の効力発生を停止条件とし、当該変更の効力は、上記合併の効力発生日（変更された場合には、変更後の効力発生日とします。）に生じるものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 （目的）	第1章 総 則 （目的）
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 港湾運送事業	1. 港湾運送事業
2. 海運仲立業	2. 海運仲立業
3. 海運代理店業	3. 海運代理店業
4. 船舶運航事業	4. 船舶運航事業
5. 船舶貸渡業	5. 船舶貸渡業
6. 内航海運業	6. 内航海運業
7. 貨物自動車運送事業	7. 貨物自動車運送事業
8. 貨物利用運送事業	8. 貨物利用運送事業
9. 通関業	9. 通関業
10. 倉庫業	10. 倉庫業
11. 梱包業	11. 梱包業
12. 航空運送取扱業および代理店業	12. 航空運送取扱業および代理店業
13. 建設業	13. 建設業
14. 建築工事の企画、設計、調査、測量および監理業	14. 建築工事の企画、設計、調査、測量および監理業
15. 機械器具設置工事業	15. 機械器具設置工事業
16. 鳶土工事業	16. 鳶土工事業
17. 鋼構造物工事業	17. 鋼構造物工事業

現行定款	変更案
<p>18. 塔槽類ダクト架台等の工作物加工業</p> <p>19. <u>車両修理整備事業</u></p> <p>20. 車両貸渡業</p> <p>21. 小型船造船業</p> <p>22. 旅行あつ旋業</p> <p>23. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険、およびその他の保険代理業</p> <p>24. 石油燃料販売業、ならびにこれに付帯する事業</p> <p>25. 不動産の売買、賃貸、および管理ならびに仲介業</p> <p>26. 駐車場の経営</p> <p>27. 荷役運搬用機器および設備、コンテナ、自走式クレーン等、車両、船舶とそれらの付属品等の賃貸および売買ならびにリース業</p> <p>28. 加工食品および生鮮食料品ならびに保存食品の販売</p> <p>29. 家庭用電気製品および厨房設備器具の販売</p> <p>30. 衣料品、日用品雑貨、家庭用雑貨、園芸用品の販売</p> <p>31. 書籍、文房具、スポーツ用品の販売</p> <p>32. 米穀、全酒類、煙草、印紙、切手の販売</p> <p>33. コンピューターシステムによる情報処理ならびにソフトウェアの開発、作成および販売業務</p> <p>34. 産業廃棄物処理業</p> <p>35. 農産物およびそれ等の加工品の輸出入・売買</p> <p>36. 港湾労働者派遣事業</p> <p>37. 前各号に関連付帯する一切の事業</p>	<p>18. 塔槽類ダクト架台等の工作物加工業 (削除)</p> <p>19. 車両貸渡業</p> <p>20. 小型船造船業</p> <p>21. 旅行あつ旋業</p> <p>22. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険、およびその他の保険代理業</p> <p>23. 石油燃料販売業、ならびにこれに付帯する事業</p> <p>24. 不動産の売買、賃貸、および管理ならびに仲介業</p> <p>25. 駐車場の経営</p> <p>26. 荷役運搬用機器および設備、コンテナ、自走式クレーン等、車両、船舶とそれらの付属品等の賃貸、<u>売買、修理、整備、リース業</u>および<u>保守管理業</u>ならびに<u>輸出入</u></p> <p>27. 加工食品および生鮮食料品ならびに保存食品の販売</p> <p>28. 家庭用電気製品および厨房設備器具の販売</p> <p>29. 衣料品、日用品雑貨、家庭用雑貨、園芸用品の販売</p> <p>30. 書籍、文房具、スポーツ用品の販売</p> <p>31. 米穀、全酒類、煙草、印紙、切手の販売</p> <p>32. コンピューターシステムによる情報処理ならびにソフトウェアの開発、作成および販売業務</p> <p>33. 産業廃棄物処理業</p> <p>34. 農産物およびそれ等の加工品の輸出入・売買</p> <p>35. 港湾労働者派遣事業</p> <p>36. 前各号に関連付帯する一切の事業</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、合併後の当社経営体制をより強力なものとするため、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る各取締役の選任は、第1号議案に係る合併の効力発生を停止条件とし、当該選任の効力は、上記合併の効力発生日（変更された場合には、変更後の効力発生日とします。）に生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	齊藤俊樹 (昭和24年10月31日生)	昭和47年4月 大阪商船三井船舶㈱入社 平成10年6月 同社物流事業室長 平成11年4月 ナビックスライン㈱と合併し㈱商船三井となる 平成13年6月 同社執行役員 平成15年6月 当社取締役 平成16年6月 国際コンテナターミナル㈱常務取締役 平成17年6月 同社専務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長（現任） 現在に至る	0株
2	堀光良治 (昭和23年7月27日生)	昭和44年4月 大阪商船三井船舶㈱入社 昭和49年8月 国際コンテナターミナル㈱入社 平成8年6月 同社港運事業部技術部長 平成11年6月 同社横浜ターミナル部長 平成14年6月 同社オペレーション部長 平成15年6月 同社取締役オペレーション部長 平成19年6月 同社取締役横浜ターミナル部長 平成20年6月 同社常務取締役（現任） 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	杉山 伸幸 (昭和29年1月29日生)	昭和51年4月 大阪商船三井船舶㈱入社 平成9年6月 同社物流事業部副部長 平成11年4月 ナビックスライン㈱と合併し(株)商船三井となる 平成12年6月 M.O. Logistics Netherlands B.V. 出向 平成16年6月 (株)エム・オー・エル・ジャパン出向 平成19年6月 国際コンテナターミナル㈱出向 (取締役総務部長) 平成21年1月 (株)商船三井退職 平成21年6月 国際コンテナターミナル㈱常務取締役 (現任) 現在に至る	0株
4	林 正孝 (昭和25年7月10日生)	昭和49年4月 国際コンテナターミナル㈱入社 平成13年4月 同社管理部部長補佐 平成15年7月 同社管理部次長 平成17年7月 同社管理部専任部長 平成20年6月 同社取締役管理部長 (現任) 現在に至る	0株
5	平尾 燎之 (昭和25年12月1日生)	昭和49年4月 国際コンテナターミナル㈱入社 平成12年4月 同社技術部部長補佐 平成13年4月 同社技術部次長 平成16年7月 同社技術部長 平成21年6月 同社取締役技術部長 (現任) 現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	芦 莉 泰 雄 (昭和26年4月13日生)	昭和49年4月 国際コンテナターミナル(株) 入社 平成17年7月 同社オペレーション部次長 平成18年4月 同社オペレーション部長 平成21年6月 同社横浜ターミナル部長 平成22年6月 同社取締役横浜ターミナル 部長 (現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間特別な利害関係はありません。
2. 各候補者の上記「略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)」の欄には、当社の親会社である株式会社商船三井およびその子会社における現在または過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。

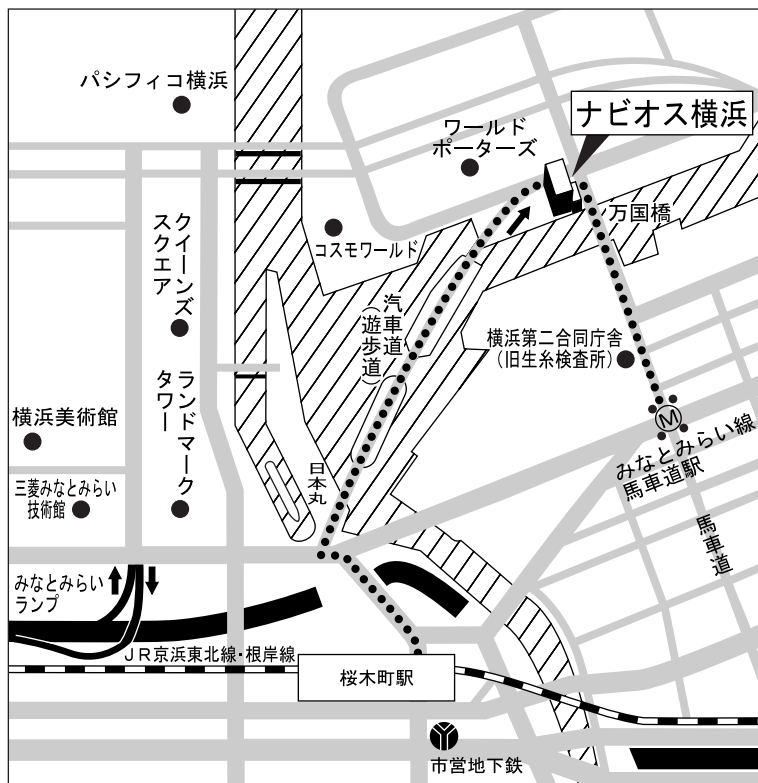
以 上





# 株主総会会場ご案内図

ナビオス横浜 2階会議室（カナル）  
横浜市中区新港二丁目1番1号  
電話横浜（045）633－6000



J R京浜東北線・根岸線、市営地下鉄桜木町駅より徒歩10分（自動車道経由）  
みなとみらい線馬車道駅（4番出口）より徒歩5分